

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦  
(以下「NTT東日本」という。)

## 2. 申請年月日

平成20年4月16日(水)

## 3. 実施期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムについて、機能追加を図ることに伴い、その手続費に関し電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更を行うものである。

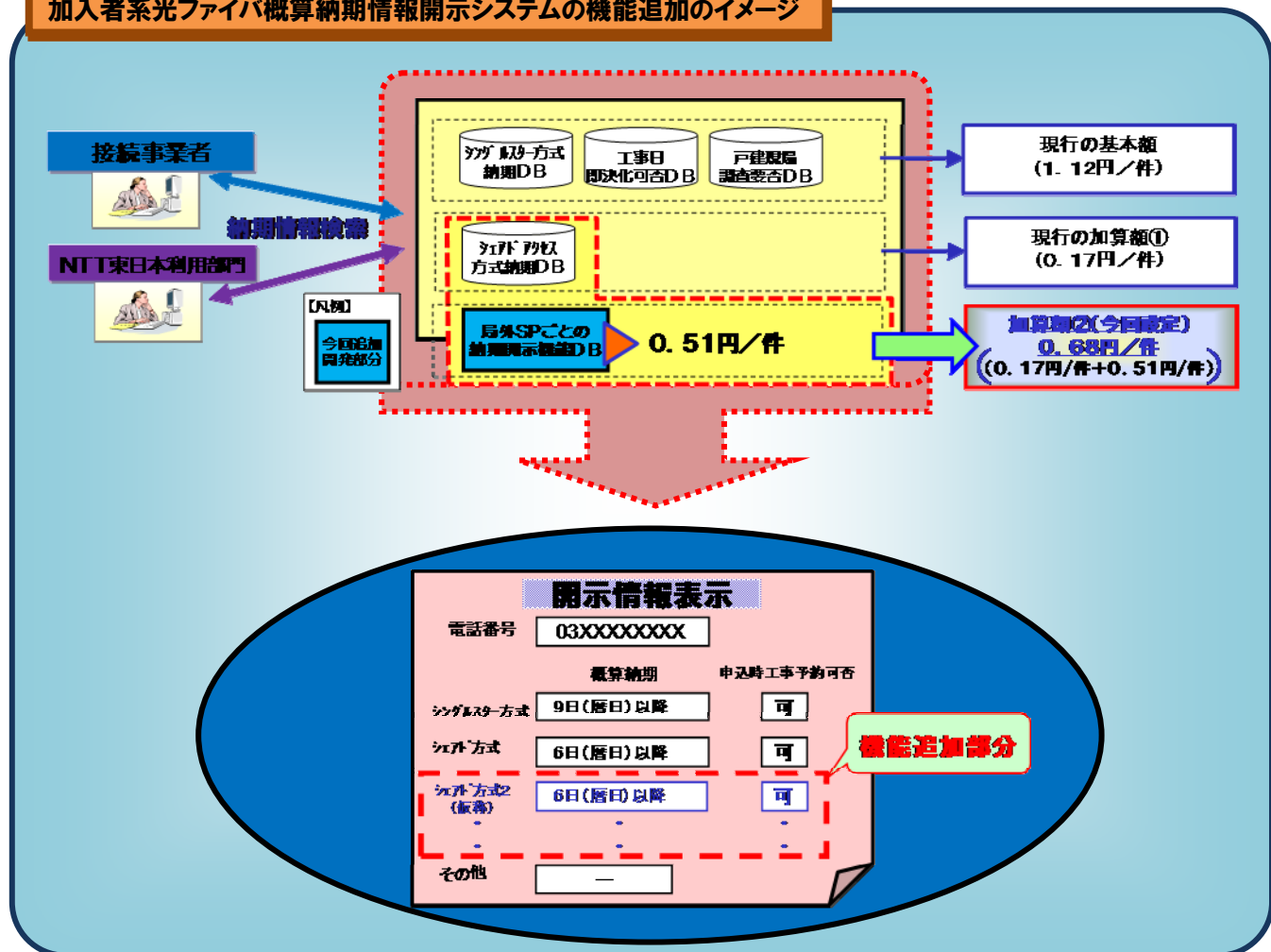
## II 主な変更内容

現在、NTT東日本では、ホームページ(Web)上で、接続事業者(NTT東日本の第一種指定電気通信設備利用部門を含む。)が電気通信番号を入力することにより、当該電気通信番号が利用されている場所において加入者系光ファイバが利用可能となる概ねの時期に関する情報を表示する加入者系光ファイバ概算納期情報開示システム(平成15年3月から運用)により、次の情報を開示しているところである。

- シングルスター方式(一芯を分岐させない方式)及びシェアドアクセス方式(一芯をスプリッタで分岐させる方式)により提供する場合の納期に関する情報
- 工事日の即決が可能か否かに関する情報(開通工事即決可否情報)
- 現場調査が必要か否かに関する情報(戸建現場調査要否情報)

今回、接続事業者の要望を踏まえ、当該システムに、同一の配線ブロック(局外スプリッタでカバーする区画をいう。)にある複数の局外スプリッタをサービスごとに利用する際、当該スプリッタごとにシェアドアクセス方式による複数の加入者系光ファイバの概算納期情報を同時にWeb上に表示する機能を追加するため、その手数料に関して接続約款の変更を行うものである。

### 加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加のイメージ



## 1. 手続費の設定

### (1) 基本額

シングルスター方式に係る概算納期や開通工事日即決可否等に関する情報開示に係る機能の手続費は、基本額として現行の料金額(平成20年3月27日総基第4号で認可した平成19年度及び平成20年度の接続約款(以下「認可接続約款」という。)に定める料金額:1件当たり1.12円)を適用する。

### (2) 加算額

#### ① シェアドアクセス方式に係る1つの局外スプリッタのみの概算納期情報開示の手続費(加算額①:現行料金)

シェアドアクセス方式に係る1つの局外スプリッタのみの加入者系光ファイバの概算納期情報開示に係る機能を利用する場合、その手続費は、上記(1)の基本額に加える加算額として現行の料金額(認可接続約款に定める料金額:1件当たり0.17円)を適用する。

#### ② シェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの概算納期情報開示の手続費(加算額②:今回新たに設定)

シェアドアクセス方式に係る局外スプリッタごとの複数の加入者系光ファイバの概算納期情報開示に係る機能を利用する場合、その手続費は上記①のシェアドアクセス方式に係る概算納期情報を参照した上で、その配線ブロック内にある局外スプリッタごとの加入者系光ファイバの概算納期情報を表示することを可能とするため、上記①と本機能に係る額(1件当たり0.51円)を合算した加算額(1件当たり0.68円)を今回新たに設定し適用する。

### ■光回線設備線路条件調査費

区 分		単 位	手続費の額 (変更後)	手続費の額 (変更前)
加入者系光ファイバ概算納期の調査に要する費用	基本額	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	1.12円	1.12円
	加算額①	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	0.17円	0.17円
	加算額②	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	0.68円	—

## 2. 適用開始期日

準備が整い次第、適用開始(平成20年7月目途)。

### III 手続費算定の概要

#### 1. 原価の算定

##### 1)加算額①に係るもの(現行料金の原価)

加算額①については、現行の料金額を適用する。その原価は次のとおりであり、認可接続約款に係るその他の費用の算定根拠に示されている。

区 分	金額(千円)
①設備管理運営費	2,927
②他人資本費用	40
③自己資本費用	67
④利益対応税	50
⑤合計(①+②+③+④)	3,084

##### 2)加算額②(機能追加分)に係るもの(今回新たに算定)

今回の追加機能の適用開始期日が平成20年7月を目途に予定していることから、平成20年度の本機能の手続費の算定期間は、平成20年7月から平成21年3月までの9か月間とする。

このため、今回の機能追加に係る平成20年度の設備管理運営費は9か月間の年経費により算定することとし、その年経費は網改造料の算定式に準拠して算定するものとする。

区 分	金額(千円)
①設備管理運営費	2,009
②他人資本費用	28
③自己資本費用	46
④利益対応税	34
⑤合計(①+②+③+④)	2,117

## 2. 需要の算定

### 1) 加算額①に係る利用見込件数(現行料金の需要)

加算額①については、現行の料金額を適用する。その需要は次のとおりであり、認可接続約款に係るその他の費用の算定根拠に示されている。

区分	件数(千件)
加算額①に係る利用見込件数	18,465

### 2) 加算額②(機能追加)に係る利用見込件数(今回新たに算定)

加算額②(機能追加)については、本件機能追加について要望のあった接続事業者からの平成20年7月から平成21年3月までの利用見込件数に基づいている。

区分	件数(千件)
加算額②(機能追加)に係る利用見込件数	4,154

## 3. 手続費の算定

上記1. 及び2. に基づき手続費を算定。

区分	金額	
	加算額①(現行料金)	加算額②(機能追加)
①原価の合計	3,087千円	2,117千円
②利用見込件数	18,465千件	4,154千件
③1件当たりの手続費(①/②)	0.17円/件	0.51円/件

### ▶ 今回の機能追加に係る加算額②

加算額①:0.17円/件+加算額②(機能追加):0.51円/件=0.68円/件

# 審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	該当事項なし。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第1号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第3号及び審査基準第15条(1)キ)	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)ク)	適	本件申請に係る手続費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。